平成２９年（フ）第１６３２号
名古屋市守山区瀬古東１丁目1636番地　プレストンズ中惣Ｂ－１、従前の住所愛知県春日井市二子町２丁目８番地25
破産者　山口　　強
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３８号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番429―501号、従前の住所神戸市中央区南本町通３丁目３番11－１号
破産者　西端　大作
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３１号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目94番地
破産者　山村　明生
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県川西市丸の内町11番15号
破産者　黒川　正雄
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
兵庫県伊丹市中央１丁目２番６―403号　松村方
破産者　藤原　政文
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９号
奈良県吉野郡吉野町大字橋屋22番地
破産者　福田　睦年
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１０号
奈良県吉野郡吉野町大字橋屋22番地
破産者　福田　泰典
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１４号
奈良県五條市住川町1264番地
破産者　若林　　茂
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第５６８号
北九州市八幡西区則松５丁目15番２―307号
破産者　赤石美恵子
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１５号
熊本県下益城郡美里町涌井1657番地２、前住所熊本市東区新南部６丁目５番45号
破産者　福田　孝子
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
岩手県花巻市下小舟渡315番地１　３号
破産者　外川　直美
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３５９号
金沢市芳斉２丁目16―20　プラザ信開芳斉210号、住民票上の住所富山県滑川市上梅沢243番地８
破産者　稲澤　園美
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２２号
愛知県一宮市島村字岩畑52番地２　パリ52・101号
破産者　榊原　浩二
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５１号
岐阜県中津川市山口2934番地
破産者　園原　俊幸
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３１号
愛知県一宮市浅井町尾関字東本郷18番地２
破産者　**脇**田　昇治
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４５号
愛知県一宮市八幡２丁目６番17号　塚越マンション404号
破産者　内藤千恵子
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０８号
名古屋市名東区亀の井１丁目72番地の１　三井一社ハイツ205号、開始決定時の住所名古屋市名東区社台１丁目45番地
破産者　大野　正博
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部